

## 大竹市告示第8号

大竹市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定に関する要綱を次のように定める。

平成29年2月1日

大竹市長 入山 欣郎

### 大竹市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び大竹市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年2月1日制定。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、指定事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、省令、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。）及び実施要綱において使用する用語の例による。

(指定の申請)

第3条 法第115条の45の5第1項の規定により指定事業者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の総合事業事業者指定（更新）申請書（以下「申請書」という。）に係る書類を添えて、当該指定を受けようとする日の1月前までに、市長に申請しなければならない。

(指定事業者の指定)

第4条 市長は、申請書の提出があったときは、法第115条の45の5

第2項の規定に基づき指定事業者の指定の可否を審査し、所定の総合事業事業者指定（却下）通知書により申請者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する指定事業者の指定に当たり、当該事業者を指定することにより、大竹市介護保険事業計画に定める計画量を超過する場合その他の市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合においては、これを行わないことができるものとする。

（指定事業者の指定の有効期間）

第5条 省令第140条の63の7に規定する市が定める期間は、6年とする。

（変更の届出等）

第6条 指定事業者は、指定事業者の指定に係る申請事項に変更があったときは、当該変更があったときから10日以内に所定の総合事業指定事業者変更届出書により、市長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、事業を廃止、休止又は再開（以下「廃止等」という。）しようとするときは、その1月前までに、所定の総合事業指定事業者廃止・休止・再開届出書により、市長に届け出なければならない。

（指定事業者の指定の更新）

第7条 指定事業者は、法第115条の45の6第4項の規定により準用する法第115条の45の5第1項の規定により指定事業者の指定の更新を受けようとするときは、申請書に関係書類を添えて、当該指定の有効期間の満了の日の2月前までに、市長に申請しなければならない。

2 第4条の規定は、前項の指定事業者の指定の更新について準用する。

（事業者情報の公表及び提供）

第8条 市長は、第4条の規定による指定又は第6条の規定による届出の受理（以下「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を公表するものとする。

- （1） サービスの種類
- （2） 事業所の名称及び所在地
- （3） 当該事業所の指定に係る事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- （4） 指定、廃止等又は指定の取消しの年月日
- （5） 介護保険事業者番号

(6) その他市長が適当と認める事項

2 市長は、指定等（第7条の規定による指定の更新を含む。以下本項において同じ。）をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を広島県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、提供することができる。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 当該事業所の指定に係る事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

(3) 指定、廃止等又は指定の取消しの年月日

(4) 事業開始年月日

(5) 運営規程

(6) 介護保険事業者番号

(7) その他市長が適当と認める事項

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、指定事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 平成29年3月31日において介護予防訪問介護又は介護予防通所介護に係る指定介護予防サービスを行う事業者は、介護予防・日常生活支援総合事業の指定を受けたみなし指定に準ずるものとして、この要綱の施行の日から平成30年3月31日までの間、介護予防訪問介護又は介護予防通所介護を実施する事業所について、この要綱により指定事業者の指定を受けたものとみなす。